

平成 22 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社セカンドストリート
代 表 者 名 代表取締役社長 久保幸司
コード番号 7 6 4 1 (大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 尾 崎 桂 章
TEL 048-669-0881

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 15 日付「定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

なお、承認可決されたことにより、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所市場（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触することとなりますので、当社普通株式は、平成 22 年 5 月 18 日から平成 22 年 6 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 6 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

記

I 当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得（以下の①から③を「本定款一部変更等」と総称します。）について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 現行の当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします（定款一部変更(A)）。
- ② 定款一部変更(A)による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する普通株式に、当社が株主総会決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A種種類株式 0.00026716 株を交付する旨を定めます（定款一部変更(B)）。
- ③ 会社法第 171 条ならびに定款一部変更(A)および定款一部変更(B)による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式を有する株主様（以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）の有する全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、A種種類株式 0.00026716 株の割合をもって交付します。

II 当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更(A)）の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件(A)は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「I 種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更(A)）の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更(A)は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 全部取得条項を付するための定款一部変更（定款一部変更(B)）の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更(B)は、本臨時株主総会における第2号議案および本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「Ⅱ 全部取得条項を付するための定款一部変更（定款一部変更(B)）の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更(B)は、本臨時株主総会および本種類株主総会の承認可決により、平成22年6月24日に効力が発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「Ⅲ 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会の承認可決により、定款一部変更(B)の効力が生ずることを条件として、平成22年6月24日に効力が発生します。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等の全てを実施した場合）、株式会社ゲオ（以下「ゲオ」といいます。）を除く全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式は、当社がゲオの完全子会社となるよう、1株未満の端数となる予定です。全部取得条項付普通株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A種種類株式をゲオに対して売却することを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に60,000円（ゲオが実施した当社株式等に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成22年6月24日

Ⅲ 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

整理銘柄への指定	平成22年5月18日
当社普通株式の売買最終日	平成22年6月18日
当社普通株式の上場廃止日	平成22年6月19日
全部取得条項付普通株式の全部取得およびA種種類株式交付の基準日	平成22年6月23日
全部取得条項を付するための定款一部変更（定款一部変更(B)）の効力発生日	平成22年6月24日
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成22年6月24日

Ⅳ その他

当社プレスリリースに記載いたしました、当社普通株式を目的とする未行使の新株予約権につきましては、平成22年7月1日付で当社が権利者からその権利を適正な評価額で取得する旨の合意書を、当社と権利者の間で締結しております。また当社は、当該新株予約権を取得後、同日付で消却する予定です。

以上